○隊員の退職、休職及び復職手続等について（通達）

昭和43年３月４日
海幕人第1095号

改正　昭和45年 6月15日　海幕人第3054号〔准尉制度の新設に伴う関係通達の一部変更について４項の改正〕
昭和47年 4月11日　海幕人第1831号〔第１次改正〕
昭和50年 8月14日　海幕人第3635号〔第２次改正〕
昭和54年10月11日　海幕人第3967号〔第３次改正〕
昭和61年 2月13日　海幕人第 690号〔普通昇給の実施に関する通達等の一部変更について（通達）８項による改正〕
昭和63年12月15日　海幕総務第6505号〔防衛庁組織令等の一部改正に伴う関連通達の一部変更について８項による改正〕
平成18年 3月31日　海幕補第2256号〔防衛庁職員給与法等の改正に伴う関連通達の一部変更について（通達）第３項による改正〕
平成19年 1月 9日　海幕補第127号〔防衛庁設置法等の一部を改正する法律の制定に伴う関連通達の一部変更について（通達）２項による改正〕
平成19年 2月28日　海幕補第1557号〔第４次改正〕
平成26年 3月20日　海幕補第2615号〔第５次改正〕
平成30年11月26日　海幕補第1859号〔第６次改正〕

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

隊員の退職、休職及び復職手続等について（通達）

標記について、下記のとおり定める。

なお、隊員の退職、休職及び復職手続き等についての通達（海幕人第964号39.2.18）は、廃止する。

記

１　退職

（１）依願退職

隊員が退職を申し出たときは、勤務する部隊等の長は退職希望の理由等について調査し、退職を適当と認めた場合は、次に掲げる書類を添えて、退職希望日の原則20日前までに任免権者（防衛大臣の任免にかかる隊員にあつては退職希望日の原則45日前までに海上幕僚長）に上申するとともに、必要とすれば指揮系統上の上級者に写しを送付する。ただし、入校、教育入隊中の隊員については、入校先、教育入隊先の部隊等の長が上申を行うとともに当該隊員の所属部隊等の長に写しを送付するものとし、臨時勤務、臨時乗組中の隊員については、臨時勤務先、臨時乗組先の部隊等の長からの通報に基づき当該隊員の所属部隊等の長が上申を行う。部隊等の長は、退職を申し出た隊員が若年、特に未成年者である場合は、当該隊員の両親又は後見人等と連絡を密にし、その

取扱いを誤らないようにしなければならない。

書類名	様式	部数	備考
退職願	別紙様式第１	1	防衛大臣の任免にかかる隊員については、海上幕僚長への提出部数を各２部とする。
退職に対する意見書	別紙様式第２	1	
操縦士退職状況調書	別紙様式第３	1	操縦士の場合
学資金返還明細書	昭和３０年防衛庁訓令第４０号別表第８及び第９	2	貸費学生出身者の場合、いずれか１を提出する。
学資金返還免除願		2	
医師の診断書		1	傷病による退職の場合、国家公務員共済組合法別表第３に該当する旨の診断書

（２）定年退職

自衛官が定年に達して退職する場合は、部隊等からの上申を待つことなく、任免権者が発令手続を行う。

（３）任期満了による退職

任用期間満了に際し、継続任用を志願しない隊員及び継続任用を承認しない隊員については、任免権者が発令手続を行う。

（４）出向

隊員を防衛省以外の国家機関へ出向させる場合は、任免権者が出向先の任免権者と協議して出向を命ずる。

（５）死亡

隊員が死亡した場合は、所属部隊の長は隊員の分限、服務等に関する訓令（昭和 30 年防衛庁訓令第 59 号）第 17 条の規定による死亡報告書とともに死亡診断書（又は死体検案書）を当該隊員の任免権者に提出する。

２　休職及び復職

隊員に休職（復職）を命ずる必要が生じたときは、当該隊員の所属する部隊等の長は、次に掲げる書類を添えて、でき得る限り速やかに（前もつて発令日を予定し得るときは原則 20 日前までに）海上幕僚長又は当該地方総監に上申するとともに、必要とすれば指揮系統上の上級者に写しを送付する。

<table>
<tr><th>書　類　名</th><th>様　式</th><th>部　数</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>休　職　上　申　書</td><td>別紙様式第４</td><td rowspan="4">各１</td><td rowspan="3">必要に応じこのうちの一種類のみ</td></tr>
<tr><td>休職期間延長上申書</td><td>別紙様式第５</td></tr>
<tr><td>復　職　上　申　書</td><td>別紙様式第６</td></tr>
<tr><td>医　師　の　診　断　書</td><td></td><td>疾病による休職の場合に必ず</td></tr>
</table>

注：防衛大臣補職に係る自衛官及び４級以上の事務官等については、海上幕僚長への提出部数を２部とする。

３　３等海尉への特別昇任

准海尉たる退職者が別に定める基準に該当して、３等海尉に特別昇任させることが適当と認める場合は、自衛官の昇任に関する訓令（昭和 34 年防衛庁訓令第 62 号）第 15 条の規定による特別昇任上申書に替えて、当該地方総監は次に掲げる書類をもつて退職する月の２月前の１５日までに海上幕僚長に上申する。

<table>
<tr><th>書　類　名</th><th>様　式</th><th>部　数</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>発　令　上　申　書</td><td>人事日報第１様式</td><td>１（薄紙１共）</td><td>上質紙を原議として決裁し、上部右側を海幕決裁欄とする。薄紙は、ふりがな、認番を附し、コード化を済せたものとする。</td></tr>
<tr><td>退　職　者　調　書</td><td>別に定める</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>退　職　願</td><td>別紙様式第１</td><td>1</td><td rowspan="2">定年の場合を除く</td></tr>
<tr><td>退職に対する意見書</td><td>別紙様式第２</td><td>1</td></tr>
</table>

添付書類：別紙様式第１～別紙様式第６

別紙様式第１

退　　職　　願

年　　月　　日

殿

所　属

階級（官）氏名　　印

この度下記の理由により退職いたしたいので御承認下さるようお願いいたします。

退職の理由			
退職希望年月日	年　　月　　日		
認識番号	―	号俸（年月日）	（　．　．　）
生年月日		入隊年月日（期別）	．　．（　　）
特技			
本籍地			
家族の住所			
退職後の住所			
家族の状況			
退職後の予定職業就職先、地位等			
予備自衛官	志願する　志願しない（理由：　　）		
任期付自衛官（＊）	志願する　志願しない		
その他			

＊育児休業代替要員及び配偶者同行休業代替要員をいう。

別紙様式第２

退職に対する意見書

<table>
<tr><td>所属</td><td colspan="2"></td><td>階級（官）</td><td></td><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">退職発令日付に対する意見</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">意見</td><td colspan="3">（分隊長等）

年　月　日
職名
階級（官）
氏名</td><td colspan="3">（部隊等の長）

年　月　日
職名
階級（官）
氏名</td></tr>
<tr><td rowspan="5">参考事項</td><td colspan="2">元自衛官の再任用に対する期待度</td><td colspan="4">大いに期待できる・期待できる・どちらでもない・慎重に判断すべき・期待できない</td></tr>
<tr><td rowspan="2">人事評価（直近）</td><td>能力評価</td><td colspan="4">S　A　B　C　D</td></tr>
<tr><td>業績評価</td><td colspan="4">S　A　B　C　D</td></tr>
<tr><td colspan="2">性格</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">健康状態</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

別紙様式第３

操縦士退職状況調書

１　階級、氏名	
２　退職希望年月日	
３　所属及び配置	
４　出身	
５　生年月日 (満年令)	
６　技能証明の種類	
７　機種、資格	
８　飛行時間	
９　退職理由	
１０　民間パイロットとしての就職予定の有無	
１１　その他	
（部隊等の長）	

別紙様式第４

休　職　上　申　書

殿

印

休職発令について、下記のとおり上申する。

記

所　　属	
階級（級）及び氏名	
休　職　理　由	
扶養手当等の支給の有　　無	扶養手当　地域手当　住居手当 営外手当　寒冷地手当
休職中の所在地	
病気休暇の期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで　　日間
休職発令上申期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで　　日間
無給となる日	年　　月　　日
該　当　事　項	自衛隊法第　　条　第　　項 防衛省職員給与法第　　条　第　　項
備　　考	

別紙様式第５

休職期間延長上申書

殿

印

休職期間の延長について、下記のとおり上申する。

記

所　　属	
階級（級）及び氏名	
休　職　理　由	
前回までの休職の期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで　日間
休職発令上申期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで　日間
無給となる日	年　　月　　日
該　当　事　項	自衛隊法第　　条　第　　項 防衛省職員給与法第　　条　第　　項
備　　考	

別紙様式第６

復　職　上　申　書

殿

印

休職者の復職発令について、下記のとおり上申する。

記

所　　属	
階級（級）及び氏名	
休　職　理　由	
休職発令期間	
復　職　発　令　日	
復職後の配置等に関する参考事項	
備　　考	